

**「衛星データを活用した作付状況現地確認の省力化に係る実証」業務委託に係る
公募型プロポーザル 実施要領**

(趣旨)

本要領は、栃木県農業再生協議会（以下、県再生協）が、「衛星データを活用した作付状況現地確認の省力化に係る実証」業務を委託する業者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

1 事業内容等

別添「衛星データを活用した作付状況現地確認の省力化に係る実証」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 事業費

27,314,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

参加要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有する、又は、契約締結時までに入札参加資格を取得する見込みの者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 募集日程

令和 8 (2026) 年 4 月 17 日 (金)	公募開始
4 月 22 日 (水) 15 時	質問書の提出期限
4 月 28 日 (火) まで	質問書への回答
4 月 30 日 (木) 15 時	参加表明書の提出期限
5 月 14 日 (木) 15 時	企画提案書の提出期限
5 月 21 日 (木)	プロポーザル審査会
5 月下旬	選考結果通知、契約締結

5 手続

(1) 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書（様式 1）を提出することとする。

ア 提出期限 令和 8 (2026) 年 4 月 22 日 (水) 15 時まで (必着)

- イ 提出場所 〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地 9-25
県再生協（事務局：栃木県農業協同組合中央会、栃木県）
TEL 028-616-8520（栃木県農業協同組合中央会）
TEL 028-623-2279（栃木県農政部生産振興課水田農業改革班）
E-mail: seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp
- ウ 提出方法 電子メールによること。到着確認のため、送信後に電話連絡すること。
- エ 質問に対する回答
質問を提出した者に対して電子メールにより回答するとともに、回答状況を HP で逐次公開する。
- オ 留意事項
本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

（２）参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 (2026) 年 4 月 30 日（木）15 時まで（必着）
- イ 提出場所 本要領 5 の（１）のイに定める場所
- ウ 提出方法 本要領 5 の（１）のイに定めるメールアドレスへ送付
- エ 提出書類 参加表明書（様式 2）、公募型プロポーザル参加資格確認書（様式 3）及び統括責任者及び担当者（様式 4）
- オ 資格要件の確認及び企画提案書の提出要請
参加表明書の提出者について、本要領 3 に規定する資格要件に基づき、参加資格の確認を行い、その結果を令和 8 (2026) 年 5 月 11 日（月）までに電子メールにて通知する。

（３）企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書及び以下のア～エに基づき作成し、様式 5 を添えて持参又は郵送により 5（１）のイに提出すること。なお、郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ア 企画提案書の用紙は、原則 A 4 版用紙を使用することとし、A 3 版用紙を使用する場合には、A 4 版サイズに折り込むこと。なお、カラー印刷とすること。
- イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。
- （ア）企画提案内容（目的、効果等）
 - （イ）実施計画及び全体スケジュール
 - （ウ）業務遂行人員体制
 - （エ）類似事業の業務実績
 - （オ）見積書
- ウ 企画提案書は 1 社 1 提案とする。
- エ 企画提案書の提出部数は 8 部（正本 1 部、副本 7 部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。
- オ 企画提案書等提出書類の取扱い
- （ア）提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
 - （イ）提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - （ウ）企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公

開請求の対象となる。

- (エ) 県再生協は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (オ) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (カ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (キ) 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (ク) 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- (ケ) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (コ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 審査・選定方法

- (1) 県再生協が別に定める委員により組織された審査委員会が、審査基準に基づき、公平かつ客観的に企画提案の内容、事業実施能力等を評価、採点し、委託業者を選定する。
- (2) 審査については、企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所については、別途通知する。
- (3) 審査基準は別紙のとおりとする。
- (4) 審査結果は、選定決定後1週間以内に、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、参加者数、選定された者の名称を県再生協のホームページに掲載する。
- (5) その他
 - ア 審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。
 - イ 参加者が1者だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。
 - ウ 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補所とする。

7 その他

- (1) 企画提案が採択された者は、県再生協と企画提案書の内容を基に業務履行に必要な協議を行う。
 - なお、協議、調整の結果、企画提案内容、金額等を変更する場合がある。
 - 協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県再生協と随意契約による委託契約を締結する。
 - 協議が不調のときには、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 次の場合は失格とする。
 - ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合。
 - イ 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。

8 本要領に関する問い合わせ先

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地9-25

県再生協（事務局：栃木県農業協同組合中央会、栃木県）
TEL 028-616-8520（栃木県農業協同組合中央会）
TEL 028-623-2279（栃木県農政部生産振興課水田農業改革班）
E-mail: seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp